

### 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について

#### 内容

- ▶ 制度創設の趣旨 ~建設系廃棄物の不法投棄等の現状~
- ▶ 制度の概要
- ▶ 「青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱」の構成
- ▶ 「建設資材廃棄物」とは?
- ▶ 「建設資材廃棄物」と「特定建設資材廃棄物」

#### 内容

- 引渡完了報告制度の要点
  - ▶ 報告対象者
  - > 対象建設工事
  - ▶ 報告内容
  - > 添付書類
  - ▶ 報告期限
  - ▶ 報告書の提出先
  - ▶ 催告・報告の徴収など
  - ▶ 施行期日
- ▶ 報告書の作成・記入方法について

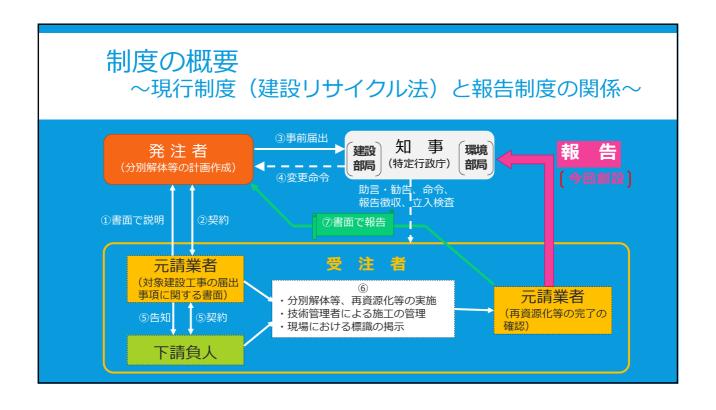
#### 制度創設の趣旨 〜建設系廃棄物の不法投棄等の現状〜

本県における産業廃棄物の不法 投棄等の多くを占める建設・解体 工事に伴い排出される**建設資材廃** 棄物に係る対策として、一定規模 以上の工事の元請業者等に対し、 建設資材廃棄物を産業廃棄物処分 業者に引き渡したことを行政に報 告していただく制度

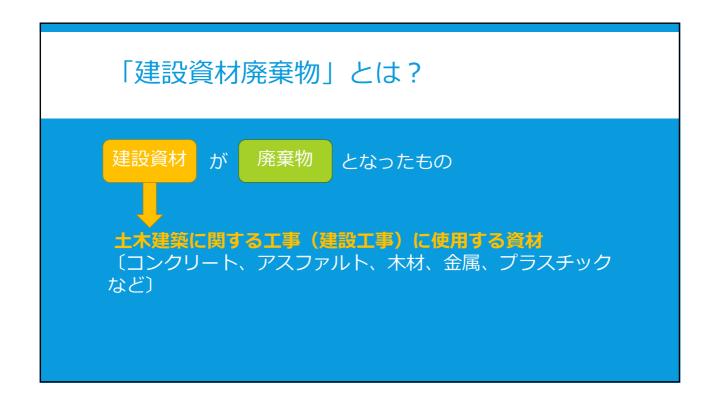


本県における産業廃棄物の不法投棄等発見 件数の推移(平成23~27年度)(10t以上)









#### 「建設資材廃棄物」と 「特定建設資材廃棄物」

#### 建設資材廃棄物

金属くず(サッシ、トタン、…) ガラスくず(窓ガラス、…) 陶磁器くず(石膏ボード、外壁材、…) 廃プラ(断熱材、樹脂類、合成繊維くず、…) 紙くず(壁紙、…) 繊維くず(畳、…)

#### 特定建設資材廃棄物

コンクリート塊 廃鉄筋コンクリート 廃木材 アスファルト塊

建設リサイクル 法で原則再資源 化 (リサイク ル) が義務付け

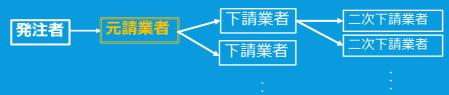
特定建設資材廃棄物も含め、建設工事で排出される廃棄物はすべて「建設資材廃棄物」となります。

#### 引渡完了報告制度の要点

	区分				内容
\$	報告対象者			者	元請業者又は自主施工者
\$	報告対象工事			事	建設リサイクル法に規定する対象建設工事(公共工事を除く)
幸	银	告	方	法	工事ごとに、所定の様式により報告
Š	忝	付	書	類	・運搬終了(処分業者への引渡し)に係る <b>マニフェストの写し</b> ・運搬終了に係る <b>電子マニフェストの通知等</b> を印刷した書面 ・ <b>自己運搬の場合</b> は、廃棄物処理法の規定により <b>運搬時に備え付けることと</b> <b>されている書面の写し</b>
ŧ	银	告	期	限	工事により生じた廃棄物の引渡しを完了した日から20日以内
ŧ	報告	書の	)提出	先	工事現場の所在地を管轄する環境管理事務所 (青森市又は八戸市内で施工された工事については、それぞれの市)
方	衐	行	期	日	平成29年4月1日 (同日以後に処分業者への廃棄物の引渡しが完了するものについて適用)

#### 報告対象者

・元請業者・・・ (元々の) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者



・自主施工者・・・ 対象建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者

(例:建設業者が自社ビルを自ら解体する場合等)

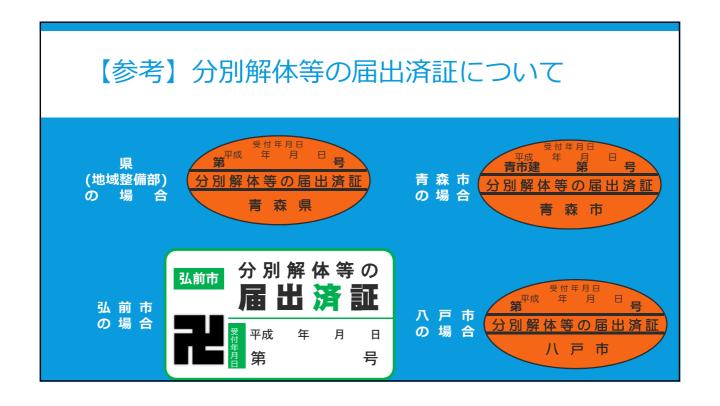
#### 対象建設工事

### 工事の種類規模1 建築物の解体工事床面積の合計が80㎡以上2 建築物の新築または増築工事床面積の合計が500㎡以上3 建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)請負代金が1億円以上4 建築物以外の工作物の工事(土木工事等)請負代金が500万円以上



本報告制度の報告対象となる工事は、 建設リサイクル法の届出が必要な工事となります

# 報告内容 ① 対象建設工事の施工に関する事項 ・工事の場所 ・工事の機質・規模 ・工事の層出(受理)年月日 ⇒「分別解体等の層出済証」 ・ 居出書の提出先



#### 【参考】建設リサイクル法の届出書の提出先

工事の場所の所在地	提 出 先				
東津軽郡	(県) 東青地域県民局 地域整備部				
黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	(県)中南地域県民局 地域整備部				
三戸郡	(県)三八地域県民局 地域整備部				
五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡	(県)西北地域県民局 地域整備部				
十和田市、三沢市、上北郡	(県)上北地域県民局 地域整備部				
むつ市、下北郡	(県) 下北地域県民局 地域整備部				
青森市	青森市 都市整備部 建築指導課				
弘前市	弘前市 建設部 建築指導課				
八戸市	八戸市 都市整備部 建築指導課				
- 引渡完了報告書の提出先ではありませんのでご注意ください。					

#### 報告内容

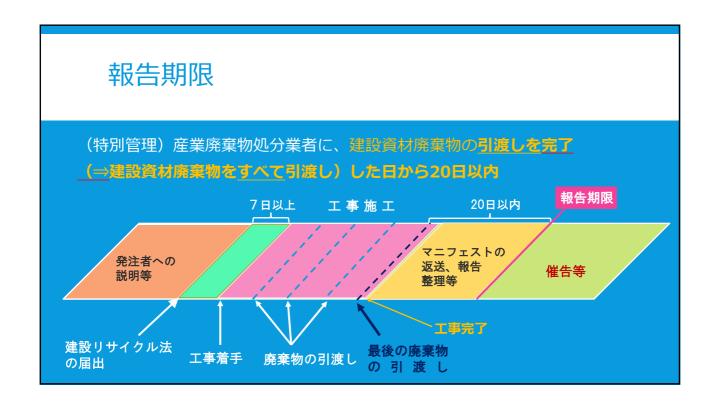
#### ② 建設資材廃棄物の引渡しに関する事項

- > (特別管理)産業廃棄物処分業者に**建設資材廃棄物の引渡しを完了した** た(すべて引き渡した)年月日
- ▶ 建設資材廃棄物の種類ごとに、
  - ・ その運搬を行った者の氏名又は名称
  - ・ 廃棄物の引渡し先の(特別管理)産業廃棄物処分業者の氏名又は名称、所在地
  - ・引き渡した量









#### 報告書の提出先

工事現場の所在地	提出先	電話番号
東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、 六ヶ所村)	青森環境管理事務所 〒030-8566 青森市東造道1-1-1(県環境保健センター内)	017-736-9292
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市 平川市、西津軽郡、中津軽郡、北津軽郡 南津軽郡	弘前環境管理事務所 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4(県弘前合同庁舎1階)	0172-31-1900
十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、東 北町、六戸町、おいらせ町)、三戸郡	<b>八戸環境管理事務所</b> 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7(県八戸合同庁舎2階)	0178-27-5111 (代表)
むつ市、下北郡	<b>むつ環境管理事務所</b> 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 (県むつ合同庁舎1階)	0175-33-1900
マ末ねりみずた地	15 11 4t	*******
工事現場の所在地	提出先	電話番号
三·并用	青森市 環境部 廃棄物対策課 〒038-8505 青森市柳川2-1-1(青森市役所柳川庁舎3階)	017-761-4405
/ O m	<b>八戸市 環境部 環境保全課</b> 〒031-0801 八戸市江陽3-1-111(八戸市下水道事務所3階)	0178-51-6195

#### 催告・報告の徴収など

催告

建設リサイクル法の届出内容(工事の種類、規模、工事完了予定年月日など)から考えられる時期を過ぎても報告書が提出されなかった場合、報告対象者(元請業者又は自主施工者)に、報告書を提出するよう催售(催促)することになります。

催告しても報告書が提出されない場合

廃棄物処理法に基づき

立入検査

や報告の徴収

を行うことがあります

立入検査を拒否、妨害した場合や、

報告を拒否したり虚偽の報告をした場合は、罰則の対象となります

#### 適用除外について

次の工事で排出された建設資材廃棄物の引渡しについては、 県の要綱の中では適用しないこととしています。

- ① 青森市内または八戸市内で施工された対象建設工事
  - ⇒ 青森市と八戸市のそれぞれが、県と同様の要綱を制定



県内全域で同じ制度を運用

- ② 公共工事
  - ⇒ 発注者となる国、地方公共団体が、工事検査において 廃棄物の処理状況を確認

#### 施行期日

#### 平成29年4月1日から施行

〔対象建設工事の施工に伴って生じた建設資材廃棄物の(特別管理)産業 廃棄物処分業者への引渡しで、**同日以後に完了**するものについて適用〕



ケース	建設リサイクル法の 届出の時期	建設資材廃棄物の 引渡しを完了した日	判 定 (報告が必要か?)
1	平成29年3月31日以前	平成29年3月31日以前	不 要
2	平成29年3月31日以前	平成29年4月1日以後	必要
3	平成29年4月1日以後	平成29年4月1日以後	必要

#### 報告書の作成について

まず、次の書類等を確認・整理します。

- ・「分別解体等の届出済証」
- マニフェストの写し

(運搬が終了したことが分かるもの)

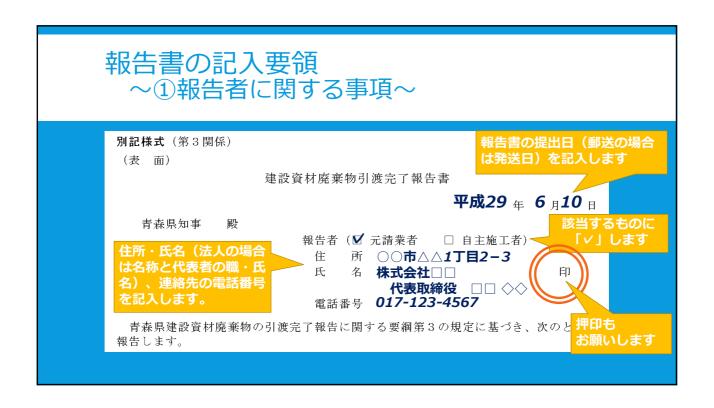
・電子マニフェストに係る受渡確認票

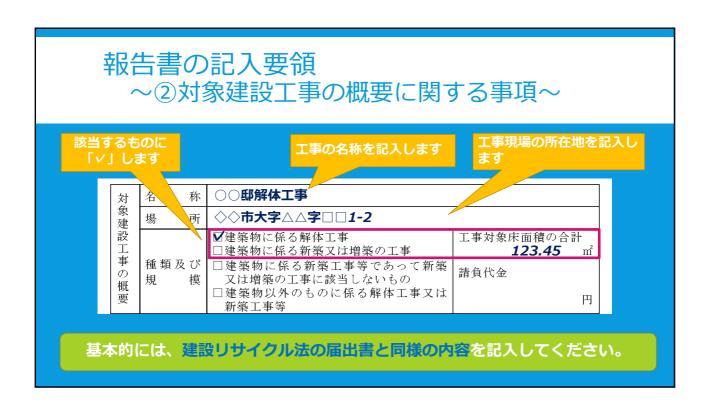
(運搬が終了したことが分かるもの)

・建設資材廃棄物の運搬時に、運搬車に備え付けた書面

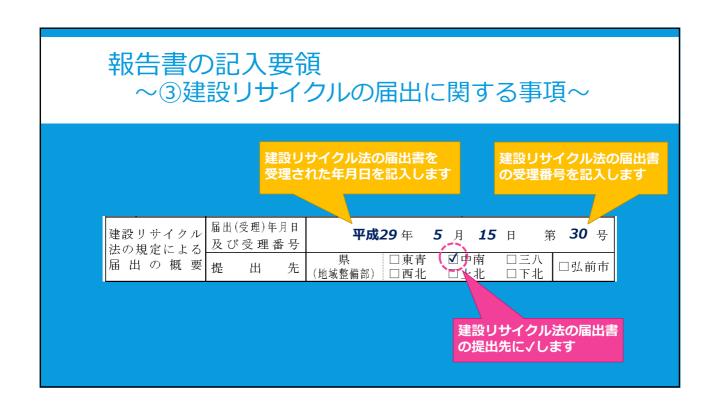
(建設資材廃棄物を自ら運搬した場合)

## 中央告書の様式 第28年(第78回) (1) 報告者に関する事項 (2) 対象建設工事の概要に関する事項 (3) 建設リサイクル法の届出に関する事項 (4) 建設資材廃棄物の引渡しに関する事項 (4) 建設資材廃棄物の引渡しに関する事項 (4) 建設資材廃棄物の引渡しに関する事項



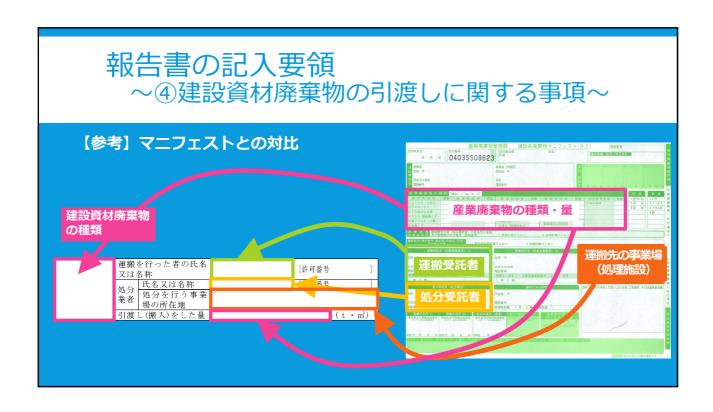


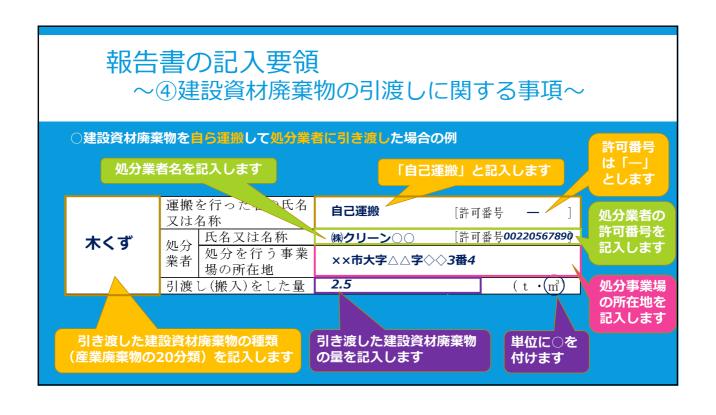


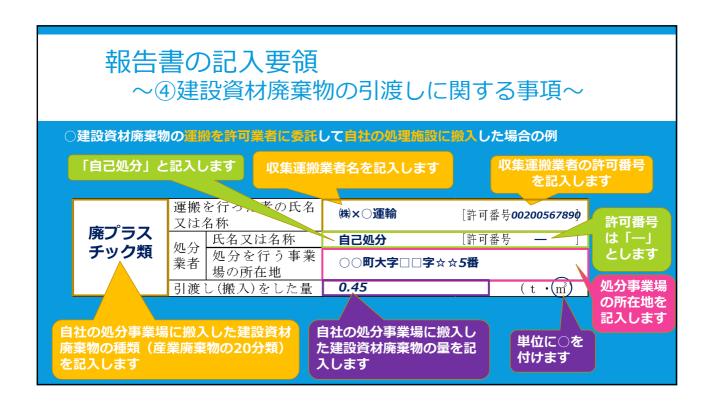


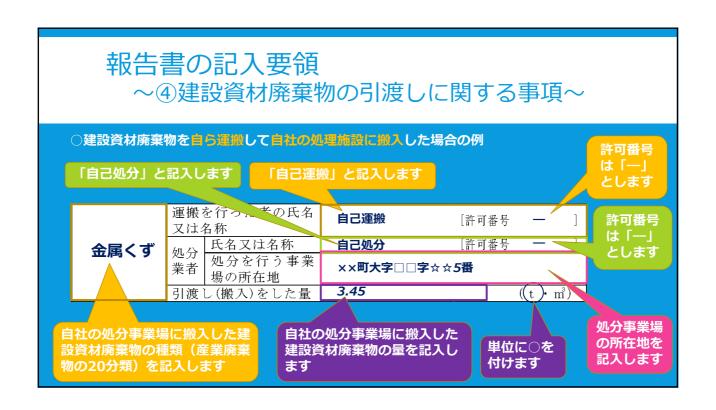
#### 報告書の記入要領 ~④建設資材廃棄物の引渡しに関する事項~ 建設資材廃棄物の引渡し 工事で排出されたすべ 平成29 年 5 月 31 日 (搬入) を完了し ての建設資材廃棄物に ▼①マニフェスト (B2票) を複写した書面 □②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 ついて、引渡しを完了 添 付 書 した日を記入します □③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し(自己運搬の場合) 運搬を行った者の氏名 [許可番号 ] 又は名称 氏名又は名称 [許可番号 搬 処分 入)をした建設資材廃棄物の種類 処分を行う事業 業者 場の所在地 引渡し(搬入)をした量 $(t \cdot m^3)$ 運搬を行った者の氏名 [許可番号 ] 又は名称 報告書の添付書類とし 氏名又は名称 [許可番号 処分 て添付した書類を✓ 処分を行う事業 業者 場の所在地 (チェック) します 引渡し(搬入)をした量 ( t · m³)











#### 運搬・処分の手段と添付書類の関係

運搬	処分	添付書類
他者に委託	他者に委託	マニフェスト(B2票)の写し 電子マニフェストに係る運搬終了が確認できる書面
自ら運搬	他者に委託	運搬車に備え付けた書面 (マニフェストの写し、電子マニフェストから出力 した書面でも可)
他者に委託	自ら処分	マニフェスト(B2票)の写し 電子マニフェストに係る運搬終了が確認できる書面
自ら運搬	自ら処分	運搬車に備え付けた書面 (マニフェストの写し、電子マニフェストから出力 した書面でも可)

#### 報告制度の情報について

#### 青森県庁ウェブサイト「環境保全ページ」

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpai\_houkoku.html

建設資材廃棄物

検索

報告制度に関するQ&Aなどについても、順次掲載予定です。